

東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議 損害賠償請求ワーキンググループについて（案）

1 設 置

東京電力(株)福島第一原子力発電所事故に伴う損害賠償の対象については、原子力損害賠償紛争審査会が策定した中間指針で示されてはいるが、本県に係る損害の大半は、損害賠償の対象となっていないのが現状である。また、類型化されていない損害について損害賠償請求を行う場合には、原発事故との相当因果関係を個別に立証しなければならず、相当の法律的知識が要求される。

そこで、「東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議」会則第4条第2項に基づき、損害賠償請求ワーキンググループを設置し、損害賠償請求に係る様々な問題点を開拓するとともに、各業種団体、市町村における取り組みを支援する。

2 検討事項

- (1) 事故被害の把握
- (2) 事故被害の損害賠償請求
- (3) 中間指針の検証
- (4) その他必要と認める事項

3 参集範囲

- (1) 仙台弁護士会 ※開催時に講師・助言者として弁護士を招聘
- (2) 関連する業種・団体、各市町村等
- (3) 庁内関係各課 ※団体の求めに応じ、資料の提供を行う等
- (4) 原子力安全対策課

4 事 務 局

原子力安全対策課

5 対 象

市町村、観光業、製造業（食品・工業品）等を想定

6 仙台弁護士会への依頼事項

- (1) 損害賠償請求の妥当性について
 - ・原発事故との相当因果関係の立証、請求額・算定方法等の合理性、請求書書式・内容等
- (2) 個別の法律相談
- (3) 請求結果の検証について
 - ・東京電力(株)の検討結果の検証、今後の対応（再請求、ADR、裁判、取下げ等）等